

寝屋川市職労第2号
2024年11月1日

寝屋川市長
広瀬 慶輔 様

寝屋川市職員労働組合
執行委員長 竹村 明紘



2024年市職労秋季年末重点要求書

- 1 憲法と地方自治を守り、職員の賃金・労働条件については、総務省・府市町村課による、地方自治の前提を無視した介入・干渉を排除し、労使合意と地方自治の原則に沿って交渉で決定すること。
- 2 2024年人事院勧告が引き上げとなったものの、物価高騰により実質賃金がめりしている状況も踏まえ、生計費原則に則り、全ての職員に必要な賃上げを行うこと。
- 3 年末一時金は、勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化すること。
- 4 昇格時加算の引上げをおこなうこと。
- 5 配偶者手当を廃止しないこと。
- 6 管理職養成課程以外に3級に上がれる制度をつくること。また、管理職養成課程が受講できやすくなるよう、引き続き運用を見直すこと。とりわけ、専門職などについては、職務の性質に合わせた制度とすること。
- 7 中核市の中でも最も低いラスパイレース指数を踏まえ、生計費原則を根拠に、全ての職員がモチベーションを維持できるように、賃金制度を確立すること。
- 8 定年引上げに伴う高齢期の処遇について、モチベーションを維持し、職場の実態と要求に応じて安心して働き続けられるように改善していくこと。
- 9 賃金の低い青年層に配慮した給付制度を創設すること。
- 10 中途採用者の前歴換算について、中途採用者が増加している状況を鑑みて、10割換算に引き上げること。
- 11 地域手当について、地域の生活実態や経済的同一性を踏まえ、16%とすること。
- 12 係長の管理職手当額を超える分の時間外勤務手当、休日手当を支給すること。
- 13 市民サービスの維持や職員育成の観点から実態に見合った必要な職員採用を行うこと。

- 14 ねやがわ流フレックスタイム制(1カ月単位の変形労働時間制)の運用については、職場実態に応じた無理のない運用を行うこと。また、勤務を予定していなかった時間に超勤命令がでた場合は、フレックスタイムではなく超勤手当で対応すること。
- 15 長時間労働の是正、年次有給休暇が取得しやすい職場、職場レイアウト等も含め、働きやすい職場環境をつくること。
- 16 部分休業の取得できる期間を小学校卒業までに引き上げるなど、両立支援制度の拡充を行うこと。
- 17 子どもの看護休暇については、対象範囲は中学校卒業までのばし、日数を拡大するとともに、子ども一人につき付与すること。時間単位の取得を認めること。任期付短時間勤務職員について
- 18 任期付短時間職員の賃金の経年加算を拡充すること。また、給料格付けの号給を引き上げること。
- 19 任期付短時間職員の代替職員については任期付短時間職員で対応すること。
- 20 学童保育職場においては、業務実態に応じてフルタイム任期付職員を配置すること。

会計年度任用職員について

- 21 勤務実態に応じて、フルタイム勤務を適用すること。
- 22 均等待遇の観点から処遇改善を行うこと。特に病気休暇について拡充すること。
- 23 人事院勧告を踏まえて給料をひきあげる。また、4月から遡及すること。

その他

- 24 健康管理に対する意識啓発を図り、職員の健康対策の充実を図ること。
- 25 メンタル不調による病休者の割合が高止まりしている状況に対して、共通認識をもって対処できるように安全衛生委員会で十分審議し、各職場での予防対策につなげていくこと。
- 26 インフルエンザ予防接種の補助について、家族まで拡充すること。

